様式１－１　(集団指定申請書様式)

年　　月　 日

　あて先

埼玉県知事

集団責任者住所

氏名

電話 （　　）

埼玉県特別栽培農産物の集団指定について（申請）

埼玉県特別栽培農産物認証要綱第５の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 集　団 名 | （作目・作型） | | | | | |
| １ 組 織  要 件 | 集団代表者 | 役職・氏名 | | | 住　　　所 | |
|  | | |  | |
| 構成集団（支部等）名等 | 構成戸  数 (戸) | 特別栽培農産物の集団指定栽培計画 | | | |
| 露地・施設等 | | | 面　　積(ha) |
|  |  |  | | |  |
|  |  |  | | |  |
|  |  |  | | |  |
| 集　　団　　計 |  | － | | |  |
| 集 団 の 規 約 | 別添のとおり | | | | |
| ２ 生　産  対 策  要　件 | 集 団 責 任 者 | 氏名 | |  | | |
| 所属 | |  | | |
| 連絡先 | | 住所：  TEL： | | |
| 使用資材の購入先  （使用肥料・薬剤を統一する場合） |  | | | | |
| 栽 培 協 定 | 別添のとおり | | | | |
| 統 一 栽 培 暦 | 別添のとおり | | | | |
| 栽培管理記録簿の様式 | 別添のとおり | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （環境に優しい農業への取組） | 項目（実施するものに ついて○印を付す） | 取 組 内 容  （左の欄で○印を付けた項目について、目標、実施方法、責任者等具体的に記入して下さい） |
| ・予察による防除指導  ・農薬・化学肥料の低減のための取組計画  ・土壌診断による適性施肥  ・土作り、堆肥使用のための施設・機械の共同利用  ・通いコンテナ等、段ボールを使用しない出荷体制 |  |
| ３ 流通販  売要件 | 情報公開（問合せ）責任者 |  |
| 項目（実施するものに ついて○を付す） | 取 組 内 容  （左の欄で○印を付けた項目について、目標、実施方法、責任者等具体的に記入して下さい） |
| ・品質安定を図るための自主検査体制  ・一部を地域内に流通させる |  |
| ４ その他 | １ 検査を受ける ２ 研修会に参加する | |

※　添付書類

　・集団の規約　　・栽培協定書の写し　　・栽培暦　　・栽培管理記録簿の様式

　・申請年の生産計画書　・その他必要資料（選択要件の説明資料等）様式１－２（集団指定決定通知書様式）

埼玉県特別栽培農産物集団指定決定通知書

○農振第 号

　　　　年　月　日

集団責任者　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 農林振興センター所長 | 印 |

　　　年　月 日付けで申請のあったこのことについては、埼玉県特別栽培農産物認証要綱第５の(4)の規定に基づく「埼玉県特別栽培農産物集団指定」の要件に適合していると認め、集団として指定（指定番号：○農振第　　号）します。

なお、下記の事項に御留意ください。

記

１ 指定に関する要件を欠く事態が生じた場合には、埼玉県特別栽培農産物認証要綱　第５の(5)の規定に基づき、速やかにその旨を県に届け出ること。

２ 指定の有効期間（３年間）の満了後、引き続き集団指定を受けようとする場合に　は、埼玉県特別栽培農産物認証要綱第５の(7)の規定に基づき、有効期間の満了す　る日までに集団指定の継続申請を県に提出すること。

様式１－３（集団指定継続申請書様式）

埼玉県特別栽培農産物集団指定継続申請書

　　　　年　月　日

あて先

　埼玉県知事

集団責任者住所

氏名

電話 （　　）

埼玉県特別栽培農産物集団指定継続申請について（申請）

　　　年　月 日付け　第　　　号で集団指定を受けた、「埼玉県特別栽培農産物集団指定」（指定番号：○農振第　　号）について、下記のとおり継続したいので、埼玉県特別栽培農産物認証要綱第５の(７)の規定に基づき申請します。

記

１ 継続要件等

集団指定要件に変更はありません。

※　前回の指定決定通知書の写しを添付してください。

２ その他

様式１－４（集団指定要件欠格届出書様式）

埼玉県特別栽培農産物集団指定要件欠格届出書

　　　　年　月　日

あて先

　埼玉県知事

集団責任者住所

氏名

電話 （　　）

埼玉県特別栽培農産物集団指定要件欠格について（届出）

　　　年　月　日付け○農振第　　　号で集団指定を受けた、「埼玉県特別栽培農産物集団指定」（指定番号：○農振第　　号）について、下記のとおり指定の要件を満たすことができなくなったので、埼玉県特別栽培農産物認証要綱第５の(5)の規定に基づき届け出ます。

記

１ 欠格要件

２ その他理由